

令和5・6年度枝幸町建設工事等 入札参加資格審査申請の受付について

【枝幸町内に本店又は営業所を有する事業者向け】

令和5・6年度における建設工事等の競争入札参加資格審査申請は、原則、一般財団法人北海道建設技術センターが実施するインターネットを利用した「北海道市町村入札参加資格共同審査システム」による申請に変わりますが、枝幸町内に本店又は営業所を有する事業者による申請に限り、北海道市町村統一様式により、持参による提出を受付けます。例年と同様の紙による申請を希望される方は、下記の要領をご参照のうえ提出してください。（原則、入札を伴わない1者随意契約及び少額工事等の契約（見積合せ）の場合についても同様に資格審査申請書の提出が必要です。）

・第1 競争入札参加資格について

1 資格の種類

枝幸町が発注する建設工事等競争入札の資格の種類は、建設業の許可を必要とする**建設工事**と、測量・調査・設計等の業務（以下「**設計等**」という。）があります。

建設工事は建設業法第2条及び第3条による土木一式工事や建築一式工事など**29種類（表-1）**、**設計等**は土木・建築設計や測量、地質調査など**5種類（表-2）**、**その他業務等11種類（表-3）**に分けて資格を定めています。

表-1・2・3の区分については、6頁「資格の種類」で確認願います。

2 資格の要件

資格の要件には、そもそも競争入札に参加することができないとする基本的資格要件と、資格の種類ごとに定められた要件があります。

共通的要件

(1) 欠格要件

次に該当する者は、資格の種類に関係なく競争入札参加資格の審査申請をすることができません。

- ① 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 契約に関して不正行為を行い、競争入札の参加を排除されている者

(2) 資格審査の基準日

資格審査の基準日は、建設工事・設計等・その他業務等とも**令和4年12月1日**です。

建設工事の資格要件（表-1）

次の①～③までのいずれにも該当することが必要です。

- ① 審査基準日において、対応する**建設業の許可**（表-1）のうちいずれかを有する建設業者で、かつ、その建設業の許可を受けてから**2年以上その事業を営んでいること**。
- ② 資格に対応する建設業の許可について、**経営事項審査を受け、その結果通知（総合評定値）を受けていること**。
- ③ ②の経営事項審査の結果通知において、それぞれの資格に対応する建設業の許可に係る建設工事の種類について、**基準決算期又は基準決算期以前の決算期のいずれかに完成工事高があること**。

（例）申請において、建設業許可を有している工事に係る審査基準日（令和4年12月1日）の経営事項審査の結果を有していても、その結果の完成高が、基準決算期及び基準決算期以前の決算期ともに“0”の場合は、当該工事の入札参加資格登録を希望することはできません。

設計等の資格要件（表-2）

a 共通する要件

次の①～③までのいずれにも該当することが必要です。

- ① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ② 審査基準日の直前1年間にその事業に係る売上高を有していること。
- ③ 個人にあっては、従業員を有していること。

b 建築設計の資格における要件

建築士法による一級建築士事務所または二級建築士事務所の登録を受けていることが必要です。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合はこの限りではありません。

c 測量の資格における要件

測量法による測量業者の登録を受けていることが必要です。

その他業務等の資格要件（表-3）

a 共通する要件

枝幸町内に本店又は営業所等を有していること。

b 資格における要件

町道等維持管理業務は、土木工事業の許可を有し、土木施工管理技士又は建設機械施工技士を有している者が技術者名簿に登録されていること。

公園施設等管理業務は、造園施工管理技士を有している者が技術者名簿に登録されていること。

量水器取替業務委託は、管工事業の許可を有し、枝幸町指定給水装置工事事業証の交付を受けていること。

資格要件の適用除外

上記のうち、特別な事由により要件を欠く場合であって、なおかつ町長が特に認めたときは、資格要件の一部を適用除外することがあります。

また、いわゆる「ひとり親方」的な建設業者につきましては、入札参加において指名を制限する場合があります。

3 資格の有効期間

今回行う資格審査における競争入札参加資格の有効期間は、令和5年度と令和6年度の2年度間です。
(有効期間: 令和5年4月1日～令和7年3月31日)

・第2 資格審査の申請について

1 申請の受付

(1) 受付期間

令和4年12月12日（月）から令和5年1月31日（火）まで（期間厳守）

※申請書類は、作成責任者が必ず持参してください

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで〔土曜日、日曜日及び祝日を除く。〕

(3) 受付場所（問合せ先）

〒098-5892 北海道枝幸郡枝幸町本町916番地
枝幸町役場 財政課 管財契約グループ
TEL(0163)62-1235

2 申請の方法

資格審査の申請にあたっては、4頁「提出書類及び作成要領」を参照してください。

なお、希望する資格の種類によっては、提出書類の内容確認のための書類を提出していただく場合があります。

・第3 協同組合等について

中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された協同組合、企業組合及び中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された協業組合（以下「協同組合等」という。）については、資格の要件や申請の受付などに異なる取扱いがあります。

1 資格要件の特例

協同組合等が次のいずれかに該当するときは、資格の種類ごとの要件のうち**営業年数に係る資格要件は適用されません。**

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に構成員の過半数が競争入札参加資格を有するとき。

2 申請の受付

上記1の(1)又は(2)に該当する協同組合等は、定められた受付期間のほか、随時に申請を行うことができます。

3 申請書類

協同組合等については、定められた提出書類のほか、次の書類が必要となります。

- ① 組合構成員名簿 組合構成員全員の許可・登録に関する番号・年月日、所在地、電話番号、名称及び氏名を記載した名簿を提出してください。
- ② 適格組合証明書 官公需適格組合の場合は写しを提出してください。
- ③ 当該組合の定款 写しを提出してください。

・第4 委任状について

委任状については、本店の代表者が支店又は営業所の代表者に**資格の有効期間（令和5年4月1日から令和7年3月31日までの最長2年間）**内に入札・見積、契約の締結及び代金の請求・受領などの権限を委任する場合に提出してください。

◎提出書類及び作成要領 (枝幸町内に事業所を有する会社等の紙書類の提出関係)

- ① 申請様式 1. 建設工事(表-1)及び設計等(表-2)は北海道土木協会発行の市町村標準様式。
作成にあたっては、「市町村の入札参加資格審査申請の手引」を参照してください。
2. その他業務等(表-3)は、枝幸町独自様式(枝幸町ホームページから取得できます。)
- ② 専任技術者証明書等 技術者名簿提出の際は、建設業法第7条第2項及び同法第15条第2項に基づく営業所に配置する専任技術者が確認できる書類(専任技術者証明書など)を添付してください。
- ③ 納税証明書(コピー可) 1. 申請(提出日)の3カ月以内に発行されたもの。
2. 枝幸町に事業所(本社・本店・支店・営業所)を有する納税義務者(町民税・固定資産税等)は、納税証明願(様式2)を使用し、枝幸町役場税務課窓口で納税証明を受けてください。
3. 道税(法人税・事業税等)は、道税事務所等の担当窓口で受けてください。
[滞納がないことの証明]
4. 消費税及び地方消費税は各税務署で受けてください。(免税業者除く)
[証明書の種類:個人…その3の2、法人…その3の3]
※町税等及び消費税等が完納されていない場合は、基本的に資格決定されないこととなります。
- ④ 印鑑証明書 (コピー可)
- ⑤ 決算書 直近決算1年分(コピー可)
- ⑥ 誓約書 様式6(枝幸町ホームページから取得できます。)
この書類は、すべての申請者において作成が必要です。
申請書に記載した申請人の所在地等を記入してください。また、㊟についても申請書に使用した代表者の実印を押印してください。
- ⑦ 委任状 必要に応じ委任状(様式5)を提出してください。なお、委任状の形式については、下記要件を具備する書面であること。
i 委任者、受任者(代理人)の氏名及び押印
ii 代理させようとする行為の内容及び権限(記載例一枝幸町の建設工事等の入札に関する一切の権限等)
iii 委任年月日及び委任期間(委任期間は最長1年間)
- ⑧ 返信用封筒 申請書附表(控)を郵送希望の場合は、返信用封筒を同封してください。

※ 様式2「納税証明願」は、枝幸町ホームページから取得できます。

※ 市町村統一様式に附属する所定のフラットファイル以外のものを使用する場合は、同様の標記をして提出願います。

≪枝幸町内に営業所を有する土木・建築業許可業者のみ提出(級別格付審査の対象書類)≫

- ①ISO認証登録証…ISO認証登録(ISO9001・ISO14001)を受けている場合(コピー可)
- ②CORINS登録…(一財)日本建設情報総合センターへ利用申込みをした際の「申請内容の確認」と記載されている書類、工事カルテ受領書、その他登録環境整備済であることが確認できる書類(コピー可)
- ③社会貢献関係…ボランティア活動、植栽、火災防止活動、文化支援、不法投棄監視活動など過去1年間において、これら社会貢献活動の実績が確認できる書類(新聞記事、礼状など)(コピー可)
- ④通年雇用関係…従業員(技術者名簿に記載されている者)を通年雇用していることが確認できる書類(町・道民税特別徴収税額決定通知書又はその従業員の社会保険証など)(コピー可)

◎ 資格の種類

(表-1) 建設工事

| 資格の種類 | 対応する建設業の許可 |
|--|-------------------------|
| 土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、 とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、 管工事、タイル・レンガ・ブロック工事、鋼構造物工事、 鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、 塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、 熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、 水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事 | 建設業法第2条別表による。 (29種類) |

(表-2) 設計等

| 資格の種類 | 必要な条件等 | 主な業務内容 |
|----------|----------------------|---|
| 1 測量 | 測量業者 | 一般測量のほか、航空測量も含まれます。 |
| 2 地質調査 | 地質調査登録 | 地質又は土質の調査をいい、計測も含まれます。 |
| 3 土木設計 | — | 土木施設物の設計をいいます。 |
| 4 建築設計 | 一級建築士事務所 二級建築士事務所 | 建築物の設計をいい、建築設備のみの設計も含まれます。 |
| 5 技術資料作成 | — | 建築設計、土木設計、測量及び地質調査以外の建設工事に関連するコンサルタント業務等で、コンピュータを用いた高度な技術資料を作成する業務、各種補償コンサルタント業務、建設工事に関連する環境調査等をいいます。 |

(表-3) その他業務等 …枝幸町内に本店・営業所等を有する事業者のみ対象。

| 資格の種類 | 主な業務内容(要件等) |
|----------------|---|
| 1 造林事業等 | 町有林等の造林、下刈、間伐等(地拵えを含む)のほか、樹木の植栽・移植等をいいます。 |
| 2 町道等維持管理 | 路面整備及び草刈等をいいます。(要件：土木工事業の許可を有し、かつ土木施工管理技士又は建設機械施工技士を有していること。) |
| 3 道路清掃 | 機械器具を使用した道路の路面等の清掃をいいます。 |
| 4 側溝・管渠等清掃 | 機械器具を使用した道路側溝及び管渠等の清掃をいいます。 |
| 5 町道除排雪 | 建設機械等を使用した道路及び駐車場等の除雪・排雪をいいます。 |
| 6 公共施設等除雪 | 公共施設等の除雪・雪下ろし等をいいます。 |
| 7 公園施設等管理 | 公園施設・パークゴルフ場等の草刈、清掃、植生等をいいます。 (要件：造園施工管理技士を有していること。) |
| 8 道路路肩草刈等 | 道路路肩・河川の草刈、街路樹の剪定、樹木枝払い、支障木の伐採をいいます。 |
| 9 町有地草刈 | 町有地等の比較的小規模な草刈をいいます。 |
| 10 量水器取替 | 量水器の取替等をいいます。(要件：管工事業の許可を有し、かつ枝幸町指定給水装置工事事業証の交付を受けていること。) |
| 11 選挙ポスター掲示板設置 | 掲示板の設置・撤去(見回り等を含む)をいいます。 |